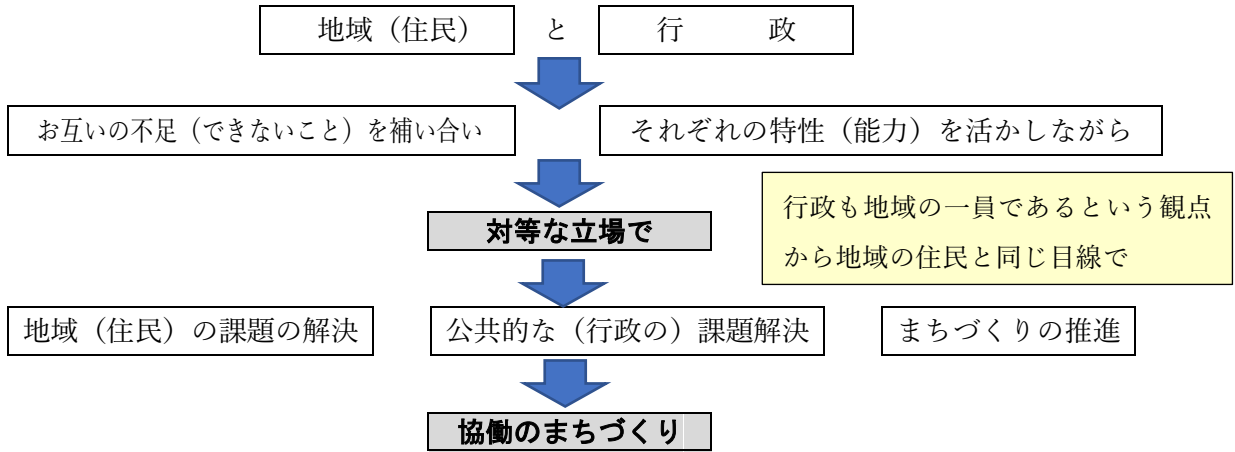


（２）地域づくり協議会について

1 「協働のまちづくり」とは



2 なぜ、「協働のまちづくり」が必要なのか。

【現在の状況】 その１

27行政区を有する町である

【課題・問題点】

行政区で抱える課題も多種多様で、これまでのような画一的な行政運営（どの地域も平等）では各地域が真に必要としている課題に対応できない

【解決策・利点】

個々の地域に合わせた取組が必要となっている

- 地域性（個性）の尊重
- きめ細かい対応

その２

住民ニーズ（要望）の多様化・複雑化

行政がすべてに対応（きめ細かなサービス提供）が能力的にも財政的にも困難になってきている

住民一人ひとりが持つ能力（知恵・技）と地域が持つ活力（地域の力）を活かしていくことが必要となっている

- できることをできる範囲で
- 等身大の取り組み

その３

サービスを提供する側（行政）と受ける側（住民）という一方的な見解、意識がある

地域（住民）と行政がお互いの理解を深めることができない

地域（住民）と行政がそれぞれ責任と役割を持つことにより、お互いの理解を深め、行政も住民も地域の一員であるという自覚を持つことができる

- 住民も行政も地域の一員であるという自覚
- 地域への愛着と誇り

3 「まちづくり協議会」とは

協働のまちづくりの推進母体として設置を予定しているものが「まちづくり協議会」（以下「地域協議会」という。）です。**「地域協議会」は行政区といった単位ではなく、一定規模の単位での設置を想定しています。**

また、「地域協議会」には行政から財政的・人的支援が行われる予定ですが、行政が設置する組織ではありません。

住民（地域）と行政が一緒になって地域づくりを進めるための組織であり、一定規模の財源をもち、その運用と自主的な活動が認められる組織です。

4 指定管理者制度を活用した地域づくりに向けた活動の取り組みについて

（１）活動先・活動施設 小野町公民館 雁股田分館

（２）指定事業の内容

事業内容	
○地域活動の支援 ○地域内交流の促進 ○地域ぐるみで学び合う場の提供 ○地域住民が分館を利用して自主的にイベント等を企画する機会の創出	

（３）その他（町からの支援）

集落支援員の配置

集落支援員とは、町が委嘱する地域の実情に精通した集落対策の推進を図る人材です。町と連携しながら活動を行います。

活動地域 雁股田地区

委嘱期間 令和7年4月18日から令和8年3月31日まで

活動内容

- ①地域の現状と課題の調査及び整理
- ②地域の維持、活性化に向けた取組みの支援
- ③地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組みの支援